

令和2年6月1日

石狩東部広域水道企業団
新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 木村尚司

新型コロナウイルス感染症対策の継続について

5月25日に政府において、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が本道につきましても解除されましたが、いまだ感染者が確認されている状況を踏まえ、当企業団では、当分の間、下記の取り組みを継続することとし、感染症のまん延防止に努めます。

記

1 来庁者管理の徹底

- ・ 来庁者の皆様には、マスク着用、アルコール消毒及び来場者届（感染経路把握のため、備考欄に連絡先記入）のご協力をお願いいたします。

2 外部の方との対面による打合せの停止

- ・ 外部業者様をはじめとした打合せについては、できる限り会議によらず、電話、電子メール、郵送等による対応とさせていただきます。

3 挨拶を目的とした来訪自粛のお願い

- ・ アポイントメントのあるもの以外の、挨拶のみを目的とした来訪は自粛していただきますようお願いいたします。

4 施設見学の停止

- ・ 事態の終息が確認できるまでの間、当企業団の施設見学の受け入れは停止いたします。（再開については、決まり次第、当企業団ホームページにてお知らせする予定）